

随時記者発表

項 目	第2回日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 (障害者差別解消支援地域協議会)の開催について		
区 分 等	発 表	11月 11 日 15 時 00 分	説明者
	資料配布	月 日 時 分	
配布資料	開催案内、次第、申込票、傍聴するにあたっての注意事項		
発表要旨	<p>北海道では、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日北海道条例第50号）（北海道障がい者条例）」に基づき、総合振興局（振興局）ごとの14圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下、「地域づくり委員会」という）」を設置し、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関することや差別、虐待及び権利擁護に関すること等について、情報交換及び協議等を行っています。</p> <p>今般開催する標記委員会では、障がいのある方の就労に関することや障害のある方が地域で暮らすということについて、関係機関から発表をいただき、地域の実情や課題等について、情報の共有を行います。</p> <p>つきましては、傍聴者を募集しますので、周知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和4年(2022年)12月6日(火) 14:00～16:00</p> <p>2 開催方法 (1) ZOOMによるオンライン開催 (2) ZOOMの使用が困難な方は、日高振興局日高合同庁舎201会議室での傍聴も可</p> <p>3 傍聴することができる方 障がい者の就労に関心のある方なら、どなたでも</p> <p>4 内容 開催案内、次第のとおり</p> <p>5 申込方法 メール、ファクシミリ又は郵送での申込書の提出</p> <p>6 申込締切 令和4年(2022年)11月21日(月)まで</p>		
報道に当たってのお願い			
担 当	北海道日高振興局保健環境部社会福祉課（課長 阿部、係長 大久保） 電話：0146-22-9470、0146-22-9472		

第2回 日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 (障害者差別解消支援地域協議会)の開催について

北海道では、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりに関する条例」の規定に基づき「日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しております。

この度、次のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は、下記によりお申込ください。

記

第1 日時

令和4年(2022年)12月6日(火) 14:00~16:00

第2 開催方法

ZOOMによるオンライン開催です。

※ZOOMでの傍聴が難しい方は、日高振興局庁舎2階 201会議室

(浦河郡浦河町栄丘東通56号)での傍聴も可能です。席が限られていますので、多数の希望があった場合には調整します。ご了承ください。

第3 内容

障がいのある方の就労に関することや、地域で暮らすということについて、関係機関からも発表をいただき、地域の実情や課題について、情報の共有を行います。

第4 申し込み方法等

- 傍聴を希望される方は、「傍聴希望用紙」をメール、ファクシミリ又は郵送により、
事前にご提出ください。電話による申込は受け付けておりません。
- 申込は、1人1通としてください。
- 締切は、令和4年(2022年)11月21日(月)【必着】とします。

4 傍聴希望用紙送付先

(1) メール提出の場合（メールアドレス）

shirakawa.hiroto@pref.hokkaido.lg.jp

(2) FAXの場合（FAX番号）

0146-22-7712

(3) 郵送の場合（送付先住所）

〒057-8558

浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局保健環境部社会福祉課 あて

第5 その他

1 事前準備について（Zoomによる出席者）

開催日3日前までにメールアドレス宛てに、当日使用する資料及びZoomミーティング

に参加するためのURLを送付します。資料は、委員会当日、各自ご用意ください。

2 当日の対応について

(1) Zoomによる出席者

講義開始30分前の13時30分から接続可能とします。

(2) 会場による出席者

新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で参加してください。

13時30分から受付を開始します。

資料は委員会当日に配布します。

3 留意事項について

委員会の傍聴に当たっては、別添の「傍聴される皆様への留意事項」を事前に必ず

お読みください。

令和4年度 第2回 日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
(障害者差別解消支援地域協議会)

次 第

【日 時】令和4年12月6日(火) 14:00～16:00

【開催方法】Zoomを使用したオンライン開催

時 間 (分)	内 容
13:30～	入室開始
開 会	
14:00～14:10	挨拶
14:10～14:15 (5分)	テーマ：日高管内の障がい者の雇用状況について(令和3年度) 発表者：浦河公共職業安定所(ハローワーク浦河) 雇用指導官 眞野 隆子 氏
14:15～14:35 (20分)	テーマ：日高圏域の障がい者雇用の現状と企業が求める人材について 発表者：東胆振日高障がい者就業・生活支援センター「かけはし」 就業支援担当 寺林 伸仁 氏
14:35～15:15 (40分)	テーマ：カフェデモンクえりもの取組について 発表者：カフェデモンクえりも副代表 浦河ひがし町診療所副院長 高田 大志 氏
15:15～15:25 (10分程度)	発表者全体の質疑応答
15:25～15:30 (5分)	休 憩
15:30～15:50 (20分)	テーマ：障害者差別解消法の改正内容について ～合理的配慮の義務化と地域協議会の設置～ 発表者：特定非営利活動法人こみっと(相談支援センターこみっと) 日高圏域地域づくりコーディネーター 石黒 建一 氏
15:50～16:00 (10分程度)	挨拶
閉 会	

(申込先) ひだかしんこうきょくほけんかんきょうぶしやくかいふくしかちいきふくしがかりたんとう 日高振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係 しらかわあて 担当：白川 宛

〒057-8558 うらかわぐんうらかわちようさかえおかとおり 浦河郡浦河町栄丘通56号 ごう

E-mail: shirakawa.hiroto@pref.hokkaido.lg.jp

F A X : 0146-22-7712

べっしだいにごうようしき
別紙第2号様式

ひだかけんいきしやう 日高圏域障がい者 しやく が暮らしやすい ちいきづくりいんかい 地域づくり委員会

ぼうちようきぼうようし
傍聴希望用紙

ふりがな	
氏名	
でんわばんごう 電話番号	
きんむさきまた しよぞくだんたい 勤務先又は所属団体	
さんかけいたい 参加形態	ずーむさんか Zoomでの参加 ・ <small>かいじやう</small> 会場 (日高振興局合同庁舎)

ずーむさんか
※Zoomで参加する場合

メールアドレス (必須)	
--------------	--

かいじやうこ
※会場にお越しの場合

<small>くるま</small> 車いす利用での <small>ぼうちようきぼう</small> 傍聴希望	あり 有 ・ なし 無
<small>なん</small> 何らかの介助を 要する場合	<small>かいじよしやしめい</small> 介助者氏名
	<small>ぼうちようきぼうしや</small> 傍聴希望者 との関係
<small>ようぼう</small> 要望	<small>しんぞく</small> 親族 ・ <small>ふくし</small> 福祉サービス事業所 <small>じぎやうしよ</small> ・ <small>た</small> その他 (その他 :)

傍聴される皆様への注意事項

1 傍聴するにあたっての注意事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。
ただし、地域づくり推進員等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 携帯電話、ポケットベル、アラーム付き時計など音の出る機器は、音が出ないようにしてください。
- (5) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (6) 傍聴中の入退室については、やむを得ない場合を除き、慎んでください。
- (7) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、地域づくり推進員及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれのある方の傍聴はお断りいたします。